

「大容量蓄電システム需給バランス改善実証事業」により導入された蓄電池の活用による再生可能エネルギー優先接続枠公募Q & A

【1 公募対象・選定】

Q 1 - 1. 発電設備の一部を避難解除区域等 12 市町村の該当区域に設置する場合には優先接続枠の対象となるのか。

A. 発電設備の一部でも避難解除区域等 12 市町村の該当区域に設置する場合は優先接続枠の選定対象となる。ただし、設備認定通知等の内容から該当区域に設置することが確認できなければ対象とは認められない。

Q 1 - 2. 系統連系済の案件も対象となるか。

A. 系統連系済みの案件も対象になる。

Q 1 - 3. 選定された優先接続枠の容量が減少されることはあるのか。

A. 優先接続枠については、発電事業者側の事由（発電出力の減少、接続枠解除等）を除き変更されることはない。

【2 申請手続き】

Q 2 - 1. 1 発電設備 1 申込とあるが、1 事業者が複数の発電設備の申請をすることは可能か。

A. 可能。

Q 2 - 2. 優先接続枠に関する問い合わせはどのようにするのか。

A. 質問票によりメールで問い合わせを行うこと。

【3 優先接続枠の解除】

Q 3 - 1. 優先接続枠を第 3 者に譲渡した場合、優先接続枠への承継されるのか。

A. 第 3 者へ譲渡した場合、優先接続枠への選定は解除され、譲渡先への承継は認められない。

Q 3 - 2. 優先接続枠への選定が解除された場合、出力制御ルールはどうなるのか。

A. 引き続き F I T 売電する場合、無制限無補償の出力制御ルール（指定ルール）が適用される。